



# 消防本部からのお知らせ

消防本部 予防課 ☎975-2119

## 防火対象物には、火災予防のため 防火管理者の選任が必要です

### 【防火管理者が必要な建物】

- ① 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員が10人以上のものが該当します。
- ② 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は収容人数が30人以上のもの（①を除く）が該当します。
- ③ 共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は収容人数が50人以上のものが該当します。

### 【防火管理者制度】

一定規模以上（右記①②③）の建物では、防火管理の実施が消防法第8条で義務づけられています。

消防法で定められている内容を要約すると、「多数の者を収容する建物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理を実行するために必要な事項を「防火管理に係る消防計画」として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。」となります。

また、防火管理者を選任していない場合または防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。



### 【防火管理者とその業務】

防火管理者は次のような業務を確実にこなさなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務

## 女性防火クラブ員として活動しませんか？

日頃の火災予防は、消防署や消防団などの予防活動だけでは十分ではありません。火を取り扱うすべての市民の理解と協力が必要です。特に、家庭では火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識や方法を身につけることにより地域全体の安全・安心な暮らしにつながる役割を担っているといえます。

そのため、うるま市女性防火クラブでは、地域における防火・防災の一員として、火災予防の知識や技術を習得し、家庭における火災予防の普及徹底を図り、災害や火災などから地域を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的として結成されています。

### 【主な活動内容】

- ① 家庭及び地域における防火思想の普及高揚に関すること。
  - ② 火気使用器具の適切な取り扱い及び初期消火技術の習得に関すること。
  - ③ 応急手当ての習得に関すること
  - ④ 高齢者等災害弱者の把握と防火指導
  - ⑤ その他目的達成のため必要と認めること。
- 「住宅用火災警報器」の設置促進等

### 【女性防火クラブに入会の条件】

入会条件は、市内在住又は在職の成人女性の方であればどなたでも入会できます。女性防火クラブ員として活動したい方を募集していますので、防火・興味のある方は、お気軽に事務局までお問合せください。

うるま市女性防火クラブ事務局（消防本部予防課内）

☎975-2119



## 正しく花火をするために

### —マナーを守りましょう—

- 広い場所で、必ず大人の人と一緒に遊びましょう。
- 音の出る花火は、人の迷惑にならない場所と時間を選びましょう。  
高く上がって音のする花火は、マンションなどに飛び込んで破裂し驚かせ、ケガをした例があります。飛翔するものは、飛ぶ方向と音に気を付けましょう。

### —用意はできていますか—

- 花火を安全に楽しむためには、まずは準備が必要です。  
・水の入ったバケツ ・ゴミぶくろ  
・ローソク、かとり線香
- 風向きを考え、煙で迷惑にならないようにしましょう。  
夏は窓を開けている家も多いので、煙が侵入しないように風向きに気を付けましょう。



花火に書いてある遊び方をよく読んで、大人と一緒に遊びましょう。